

お客様各位

パナソニック インダストリー株式会社

EU RoHS 指令[2011/65/EU as amended by (EU) 2015/863]適合報告書

確認日: 2022/9/16

弊社は、上記確認日付以降貴社に納入する下記に記載の弊社製品に、EU RoHS 指令付属書 II 記載の 10 禁止物質 (Pb, Cd, Cr⁶⁺, Hg, PBB, PBDE, DEHP, BBP, DBP, DIBP) を、意図的に含有させていないことを報告します。(但し、EU RoHS 指令における適用除外用途の場合および最大濃度未満の場合を除きます)。

製品名 : チップリング (チェック端子)
品番 : EYF3CU

注 1) 適用除外項目: 無し

注 2) 本文書において、EU RoHS 指令とは、上記確認日付時点で適用されるものを指すものとします。

注 3) 貴社が、弊社の責に帰すべき事由により対象製品に含まれる禁止物質が閾値を超えたことにより現実に損害を被った場合、弊社は締結済みの取引基本契約がある場合には当該条件に基づき、取引基本契約が存在しない場合には、適用のある法令・規制で求められる範囲を限度として、弊社は責任を負います。いかなる場合においても、弊社は間接的・結果的・付随的・特別もしくは懲罰的な損害に関して責任を負わないものとします。


パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部 品質企画部 環境管理課
責任者: 課長代理 芦崎 政重